

〔論文〕

所得税法における雑所得の所得区分に関する問題点

菊 谷 正 人

I 開 題

近年、個人事業者の事業のほかに、新型コロナナ下におけるテレワークの増加をはじめ、給与所得者の副業・兼業、雇用契約に基づかない労働(業務委託に基づくフリーランス、フリーワーカー)、隙間時間に就労するスポットワーク(スポットワーカー)、専業主婦のインターネット取引等による所得稼得者が増加する傾向にある。このような個人の多種多様な経済活動による所得に対して、「雑所得」とするのか「事業所得」(又はその他の所得)にするのかという所得区分問題が、所得課税の課題として顕在化していた。

現行の「所得税法」(昭和40年法律第33号)の規定によれば、「事業所得」は、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く)である(所法27①)。「雑所得」とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう(所法35①)。「雑所得」は、法的に区分された各種所得のいずれにも該当しない所得であり、他の各種所得のように同質・同様な職業や発生態様・所得源泉から得られる所得とは異なり、統一性のない雑多な性質・原因によって得られる多様な所得から構成されている。このようにバスケットカテゴリー化された雑所得の中には、他の各種所得(とりわけ事業所得)と経済的に近似し、他の各種所得との判別が曖昧となる場合も存在する。

国税庁は、令和4年(2022年)10月7日に所得税基本通達を改正し、「雑所得」の区分に

「業務に係る雑所得」を新設することによって、「事業所得」との境界を明確にした。

本稿では、わが国の所得税法における「雑所得」規定の創設・改正経緯を概観した上で、所得税基本通達の令和4年改正後における「雑所得」の範囲・特徴を解析し、その問題点を指摘するとともに、結論として「雑所得課税」に対する抜本的改革案を提言・開陳する。

II 雑所得の沿革

1. 明治20年の所得税法創設

西郷隆盛を盟主にして、士族による武力反乱「西南の役」が明治10年(1877年)1月29日から9月24日に起こった。「西南の役」が終了した後の明治10年代からは、近代法制定運動が始まり、明治20年(1887年)3月23日に「所得税法」(明治20年勅令第5号)、明治22年(1889年)2月11日に「大日本帝国憲法」(欽定憲法)、明治23年(1890年)4月26日に「商法」(明治23年法律第32号)が公布されている⁽¹⁾。

明治20年1月に大蔵大臣の松方正義(第4代・第6代内閣総理大臣)が初代内閣総理大臣・伊藤博文に対して「所得税法之義」を建義し、次のように提案していた⁽²⁾。

「所得税法案ヲ起草シ謹テ閣議ヲ仰ク抑モ此法案ヲ起草シ來二十年度四月一日ヨリ實行ヲ企圖スル所以ノモノハ近來東洋諸國々際ニ關スル現況上海防ノ一事ハ最モ輕忽ニ附シ難ク随テ其經費ヲ要スルノ巨多ナル…(中略)…今更ニ所得税法ヲ創定シーハ以テ

國庫ノ歳入ヲ増シテ前記ノ經費ニ補充シ一ハ以テ税法改良ノ目的ヲ漸行セント欲スルナリ別冊説明書并ニ所得税法施行條例大蔵省令等諸草案ヲ附シ進呈ス」

「所得税法之義」に基づいて明治20年3月23日に「所得税法」が公布され、7月1日より施行されている。1799年1月に英国がナポレオン戦争（英仏戦争）の戦費調達のために世界で初めて所得税（income tax）を導入したように、わが国においても、日清戦争のための軍備（特に砲台の建設）を整えるために「所得税法」が創設された⁽³⁾。

わが国の「所得税法」も戦費調達を主な立法趣旨としているが、明治6年（1873年）の地租改正により地価に税率3%を金銭で課した「地租」及び明治29年（1896年）に従来の「酒類税則」・「酒造税則」等を受け継いで制定された「酒造税法」（明治29年法律第28号）の「酒造税」（昭和15年から「酒税」）の納税義務者に対して、租税負担が偏っていた当時における業種間の不公平を是正し、税法を改良するために所得税が新規に導入されたとも言える。なお、地租改正時の明治6年には、従来の「年貢」が「税金」と称されるようになった。

わが国で初めて公布された「所得税法」（全29条）の第1条は、次のように規定した。

「凡ソ人民ノ資産又ハ營業其他ヨリ生スル所得金高一箇年三百円以上アル者ハ此税法ニ依テ所得税ヲ納ム可シ
但同居ノ家族ニ属スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス」

所得税の納税義務者は年間300円以上の高額所得者（約12万人）に限定され、所得税の税率としては5段階の単純累進税率（1%、1.5%、2%、2.5%、3%）が採用された⁽⁴⁾。高額所得者のみが納税義務者となっていたので、所得税は「名譽税」と俗称されていた。

家長制度に基づいて、同居家族の所得をすべて戸主（家長）の所得に合算し、低い単純累進税率による総合課税が行われ、課税単位（unit of taxation）として「家族単位課税」が採用されている。

所得税創設時には、527,724円（税収総額

66,255,345円の0.8%）の所得税が徴収された⁽⁵⁾。

明治20年当時においては、会社の数も少なかったことから、法人に対する課税は行われなかった⁽⁶⁾。

なお、国税を徴収する機関は未整備であったが、明治29年（1896年）に国税の徴税機関として「税務署」が設置された⁽⁷⁾。

2. 明治32年の所得税法改正（法人課税の新設）

日清戦争後における財政需要の逼迫、さらなる軍備の増設（特に日露戦争のための軍艦の取得）に対処するために「所得税法」は見直され、明治32年（1899年）に法人課税が新規に追加された。明治23年商法（旧商法）が明治32年（1899年）3月9日に全面的に改正・公布され、「会社の計算」の規定が新設されている。現行商法となる明治32年商法（明治32年法律第48号）には、会社会計・財務報告の統一実践規範として大きな影響を及ぼし、その後における日本経済の発展に貢献した。明治32年商法に「会社の計算」が新たに規定されるので、「所得税法」も明治32年に改正され、法人課税が新設されたのである⁽⁸⁾。

全面的に改正された「所得税法」（明治32年法律第17号）は、所得税を第一種・第二種・第三種に三分類し、第一種所得には会社の所得、第二種所得に公債・社債の利子、第三種所得に従来の個人所得に対する課税を内容とした改正が行われている。なお、所得計算上、受取配当金は「法人擬制説」に基づいて益金不算入項目とされている⁽⁹⁾。

第一種所得の税率は2.5%、第二種所得には2%の単一税率とするが、第三種の個人所得には、300円以上の所得に1%、10万円以上の所得に5.5%までの12段階の単純累進税率に変更された⁽¹⁰⁾。

明治32年改正時には、法人課税のほかに、源泉徴収、居住地課税、分類所得税などの諸制度が採択され、その後における所得課税の根幹的制度が導入されている⁽¹¹⁾。

3. 大正期における主な所得税法改正

大正2年(1913年)の改正時には、第三種の個人所得に超過累進税率(2.5%~22%)が採用され、免税点も300円から400円に引き上げられた。「給与所得」の前身となる「勤労所得」に対して一定の控除(当初、収入金額の10%)が容認されている。「勤労所得」は、他の所得より担税力が低いと考えられたために、所得税制度に初めて社会政策的配慮が講じられた⁽¹²⁾。

明治時代後半から大正時代にかけて会社が激増し、勤労所得者も増加したために、それに伴い勤労所得者に対して社会政策的に租税軽減措置が施されている。

大正9年(1920年)の改正時の「所得税法」(大正9年法律第11号)第16条が、「扶養控除」を新設した。「扶養控除」の適用対象者は、納税義務者の所得金額が3,000円以下である者のうち、18歳未満の者、60歳以上の者又は不具疾病者を扶養する納税義務者であり、所得金額に応じて一定の金額が「所得控除」(deduction from income)として控除できた⁽¹³⁾。

当時の「扶養控除」は、現在の扶養控除、老年者控除及び障害者控除の混合的性質を有する所得控除であったと言える。

なお、明治32年改正時に「法人擬制説」(fictional theory of corporation)が採用されたが、大正9年改正では、税収を増やすために「法人実在説」(real entity theory of corporation)に変更され、配当金は課税対象となった。

4. 昭和期における主な所得税法改正

(1) 昭和15年の所得税法改正(法人税法創設)

日華事変(日中戦争)の長期化による軍事費の増加による財政赤字に対処し、戦費調達を容易にするために昭和15年(1940年)に国税・地方税の全般にわたって大幅な改正が行われた。改正の目標として、租税負担の均衡化、経済政策との調和、税収入の弾力性及び税制の簡素化が掲げられている⁽¹⁴⁾。

所得税に関しては、分類所得税制と総所得税制の二本建てとし、法人に対しては、従来の第

一種所得(会社の所得)と法人資本税を統合して「法人税」という新規税目が新設された。これに伴い、「所得税法」(昭和15年法律第24号)とは独立して「法人税法」(昭和15年法律第25号)が公布された。

なお、「分類所得税制」とは、所得の源泉・性質に応じて所得をいくつかの種類に分類し、各種類の所得ごとに個別の計算方法で課税する方式であり、「総所得税制」とは、課税対象となる所得をすべて合算したうえで、それに税率を適用する方式である。

昭和15年の改正時には、分類所得税と総所得税を併用する制度が採用されたが、所得は「不動産所得」、「配当利子所得」、「事業所得」、「勤労所得」、「山林所得」及び「退職所得」の6種類に分類されている。それぞれに異なる基礎控除又は免税点が設けられ、異なる比例税率(山林所得と退職所得には累進税率)が適用された。たとえば、不動産所得と配当利子所得の税率(10%)よりも事業所得の税率(8.5%又は7.5%)を低くし、事業所得の税率よりも勤労所得の税率(6%)を低くしている。「勤労所得」には、給与の支払いのつど所得税を天引きする「源泉徴収制度」が導入された。さらに、合計所得額が5,000円を超える部分については、10%から65%の超過累進税率を適用する総所得税が課されている。金子宏博士も指摘したように、昭和15年の所得税法改正は、わが国における所得税の近代化・公平化を図るものであった⁽¹⁵⁾。

(2) 昭和22年の所得税法改正(申告納税制度導入)

昭和20年(1945年)8月15日(国際法上は9月2日)の大東亜戦争(太平洋戦争)敗戦により、物価は同年末までの4か月間に約2倍になり、翌21年2月には約3倍になるという激しさであった⁽¹⁶⁾。

昭和21年に入ってもインフレは進行したため、2月17日に「金融緊急措置令」(昭和21年勅令83号)と「日本銀行券預入令」(昭和21年勅令84号)が公布され、旧円が新円に切り替えられた⁽¹⁷⁾。

3月9日には「所得税法中改正等ノ件」(昭和

21年勅令128号)が発遣され、所得税に対して応急的な定額減税等が施されている。ただし、8月にはインフレ防止の目的で直接税・間接税の増税が行われた。

昭和22年(1947年)4月には、税制の民主化・簡素化を図るために、所得税及び法人税に対して「申告納税制度」(self-assessment system)が採用されている。つまり、納付税額がもっぱら税務署長または税関長の処分により確定する「賦課課税制度」(official assessment system)から、納税義務者自らが所得金額・税額を計算し、所轄税務署長に申告・納付する「申告納税制度」に変更されることになった⁽¹⁸⁾。

さらに、昭和22年3月31日に全文改正された「所得税法」(昭和22年法律第27号)では、分類所得税と総合所得税の二本建制から総合課税一本建てとし、12段階の超過累進税率が導入された。同年11月には、再度、増税が行われ、所得税の最高税率は(100万円超の所得に対して)85%になっている⁽¹⁹⁾。

なお、「昭和22年所得税法」第9条第1項は、所得区分を第1号に「利子所得」、第2号に「配当所得」、第3号に「臨時配当所得」、第4号に「給与所得」、第5号に「退職所得」、第6号に「山林所得」、第7号に「譲渡所得」として規定し、「前各号以外の所得」として「事業等所得」の8種類に分類している。「事業等所得」は、従来の「事業所得」と「不動産所得」と統合して改称されているが、他の所得に属さない受け皿として定められていると言える。

(3) 昭和25年の所得税法改正(雑所得の新設)

連合国軍最高司令官総司令部(General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers:以下、GHQと略す)の要請により、昭和24年(1949年)5月10日に米国・コロンビア大学教授のカール・シャウプ(Karl Shoup)博士を団長とするシャウプ使節団(イリノイ大学教授のポーウェン、ニューヨーク市立大学教授のコーヘン、ミネソタ州税務局税制調査部長のハットフィールド、カリフォルニア大学教授のサリー、コロンビア大学教授のヴィツクリー、コロンビア大学教授のウォーレンによる7名の

租税専門家)が来日し、3か月にわたり日本税制を調査・検討した後、9月15日に『シャウプ使節団日本税制報告書』(*Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission, Vol. I~IV*)を発表した。翌25年(1950年)7月には、実施状況視察と補足的・事後調整的な勧告を行うために4人構成(シャウプ、サリー、ヴィツクリー、ウォーレン)で再来日し、9月21日に『第二次シャウプ使節団日本税制報告書』(*Second Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission*)を発表した。これを含めて、一般的に『シャウプ勧告』(*Shoup Recommendations*)と通称されている⁽²⁰⁾。

なお、税収の確保と徴税の合理化を図るために大蔵省主税局から独立・分離した「国税庁」が大蔵省の外局として昭和24年6月1日に発足した⁽²¹⁾。

昭和25年(1950年)には、『シャウプ勧告』に基づいて抜本的・革命的な税制改革が敢行された。『シャウプ勧告』は、担税力に即した課税を行うという観点から直接税を税制の中心に置き、青色申告制度(blue return system)の創設、家族単位課税から個人単位課税(independent taxation)への変更、所得税の補完税としての富裕税(net worth tax)の導入、事業用固定資産の再評価(revaluation)による再評価益課税、租税行政(tax administration)の改善、法人擬制説の復活等といった画期的な内容を提案していた。富裕税の導入に伴い、所得税の税率が14段階から8段階に簡素化されるとともに、最高税率も85%から55%に引き下げられた⁽²²⁾。

所得税・法人税の大改革に伴い、国税庁は「所得税基本通達」・「法人税基本通達」を発遣している⁽²³⁾。

昭和22年に創設された「事業等所得」は廃止され、「不動産所得」、「事業所得」及び「雑所得」に分割され、所得区分は現行のように10種類(利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得)に分類されることになった。要するに、昭和25年改正時に所得区分として「雑所得」が新設されている。

この改正で創設された「雑所得」の範囲は、

現行における「雑所得」のそれとはほぼ同様であるが、昭和62年(1987年)の所得税法改正時に、「みなし給与所得」と称されていた「公的年金等の所得」が「給与所得」の範囲から外れ、「雑所得」の範囲に組み込まれた⁽²⁴⁾。

(4) 昭和43年の所得税法改正(「雑所得の損失」の損益通算不可)

昭和40年(1965年)には、租税法律主義(principle of no taxation without law)と租税法(Tax Law)の簡素平明(表現の平明化)のために、「法人税法」(昭和40年法律第34号)とともに「所得税法」(昭和40年法律第33号)は全文改正された⁽²⁵⁾。

従来、「雑所得」に対しても「損益通算」(aggregation of profit and loss)の対象になっていたが、昭和43年(1968年)の所得税法改正時には、「雑所得」の損失の「損益通算」の対象から除外された。その理由について、課税当局は次のように陳述している⁽²⁶⁾。

「雑所得は事業所得や給与所得のような典型的な所得分類に入らない所得を包括する分類でありまして、種々の態様のものを含んでいるものの、全体としてみた場合必要経費がほとんどかからないか、かかっても収入を上回ることはないものが大部分であってこれらについては通算の実益がなく、また、その他の種類の所得である程度支出を伴うものにつきましても、その支出内容に家事関連費的な支出が多いのが実情であって、これについて損益通算を存置する場合にはかえって本来の所得計算のあり方について混乱を招くおそれもあると考えられる。」

ちなみに「損益通算」とは、各種所得を合算・総合課税するに際して、不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得に損失(赤字)が生じた場合、一定のルールに従って他の所得(黒字)の金額から相殺・控除する手続きである(所法69①)。その控除後の所得金額に基づいて、課税標準は算定される。「損益通算」の基本的順序は次のとおりである(所令198)。

(1) 第一次通算

(イ)不動産所得金額又は事業所得金額の損失

は、他の経常的所得(利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得)から控除する。
(ロ)譲渡所得金額の損失は、他の臨時的所得(一時所得)から控除する。

(2) 第二次通算

(イ)経常的所得グループ又は(ロ)臨時的所得グループに赤字がある場合、(ロ)又は(イ)の黒字と損益通算し、総所得金額を算定する。

(3) 第三次通算

第二次通算によってもなお赤字を控除できない場合には、山林所得金額、退職金額から順次控除する。

「雑所得」の黒字は「損益通算」の対象となるが、「雑所得」に損失(赤字)が生じた場合には、「損益通算」の対象にはならない。「雑所得」には、必要経費がほとんどかからないか、かかっても収入を超えることはない等の理由により、初めから「雑所得」の損失(赤字)は「損益通算」の対象外となっている。

(5) 昭和62年の所得税法改正(「公的年金等の所得」の雑所得区分化)

前述のように、昭和62年(1987年)の所得税法改正時に、「公的年金等の所得」(みなし給与所得)が「給与所得」から「雑所得」のカテゴリーに変更された。所得税の確定申告書における「雑所得」の区分には、「公的年金等」と「その他」の金額記載箇所が設けられている。

なお、令和2年からは所得税確定申告書第一表の「収入金額等」における「雑所得」の区分には、「公的年金等」と「その他」のほかに、「業務」の金額記載箇所が新設された。

5. 令和4年の所得税基本通達改正(「業務に係る雑所得」の新設)

従来、「雑所得」の範囲は、その計算方法の違いに応じて(a)「公的年金等」と(b)「その他」の二区分に分類されていた。

「公的年金等」は、国民年金法・厚生年金保険法・私立学校教員共済組合法等の規定による社会保険や共済制度に基づく年金、恩給等に該当する所得をいう(所法35①一)。

ただし、「公的年金等」に該当する所得を除き、所得税法上、特にその内容・性質が定義されていない。「その他」には、学校債・組合債等の利子、公社債の償還差益、原稿料、講演料、著作権の使用料、作曲・デザイン等の報酬などがバスケットカテゴリー化されていた（旧所基通 35）。

令和 4 年 10 月 7 日に所得税基本通達が改正され、所得税基本通達 35-1「雑所得の例示」（以下、改正通達 35-1 という）及び所得税基本通達 35-2「業務に係る雑所得の例示」（以下、改正通達 35-2 という）が発遣されている。「雑所得」は、①「公的年金等に係る雑所得」、②「業務に係る雑所得」及び ③「その他雑所得」に三区分別されることになった。要するに、「業務に係る雑所得」が新設されている。

Ⅲ 現行制度における雑所得の特徴

1. 雑所得の意義・範囲

前述したように、「雑所得」は、区分された各種所得のいずれにも該当しない所得である。「雑所得」は、雑多な異なる性質・原因の所得源泉から得られる所得であり、バスケットカテゴリーの所得区分である。

令和 4 年 10 月に改正された所得税基本通達では、新しく「業務に係る雑所得」が例示されたために、「雑所得」の範囲について若干の修正が加えられている。所得税の確定申告の用紙には既に令和 2 年分から「業務」の金額記載箇所が設けられていたが、令和 4 年 10 月の所得税基本通達改正によって、「業務に係る雑所得」の新設が明確にされた。

この改正で定められた「その他雑所得」は、「公的年金等」・「業務に係る雑所得」以外の雑所得であり、次のような所得が例示されている（所基通 35-1）。

- (1) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの
- (2) 学校債、組合債等の利子
- (3) 定期積金に係る契約又は銀行法の契約に基づく給付補償金

- (4) 還付加算金
- (5) 土地収用法に規定する加算金・過怠金
- (6) 「人格のない社団等」の構成員が「人格のない社団等」から受ける収益分配金（清算分配金・持分の払戻金を除く）
- (7) 法人の株主等が当該法人から受ける経済的な利益（配当所得を除く）
- (8) 「生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等」の適用を受ける年金
- (9) 役務の提供の対価が給与等とされる者が支払を受ける「源泉徴収義務」における契約金
- (10) 就職に伴う転居のための旅行費用として支払を受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
- (11) 役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与等により取得する金品
- (12) 譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生じる所得（営利を目的として継続的に行う当該資産及び山林の譲渡から生じる所得を除く）

「その他雑所得」は、利子的性質を有する雑所得、還付加算金、土地収用法上の加算金・過怠金、配当的性質を有する雑所得、生命保険等に係る雑所得、労務提供等に基づく対価、譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生じる所得から構成されている。

改正された所得税基本通達の大きな変更点としては、「業務に係る雑所得」が新設されたことである。「業務に係る雑所得」は、上記「その他雑所得」と「公的年金等」を除いた雑所得であり、次のような所得（事業所得又は山林所得を除く）が例示されている（所基通 35-2）。

- (1) 動産（不動産に規定される船舶又は航空機を除く）の貸付けによる所得
- (2) 工業所有権の使用料（専用実施権の設定等により一時に受ける対価を含む）に係る所得
- (3) 温泉利用権の設定による所得
- (4) 原稿料、作曲・レコード吹き込み・デザ

イン等の報酬、放送謝金、著作権の使用料、講演料等

- (5) 採石権・鉱業権の貸付けによる所得
- (6) 金銭の貸付けによる所得
- (7) 営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生じる所得
- (8) 保有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡による所得

改正通達 35-2 では、(7)「営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生じる所得」が新規に設けられている(上記(7)以外は変更されていない)。旧所得税基本通達で例示されていた「不動産の継続的売買による所得」から変更・新設されたが、「営利目的」と「継続的資産譲渡」から生じる所得は、「事業所得」の要件と類似するので、その境界を明確にすることが問題となる。

る。

「業務に係る雑所得」と区別される「事業所得」は、その所得を得るための活動が社会通念上「事業」と称するに至る程度で行っているかどうかによって判定される。なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合には、「業務に係る雑所得」に該当する。ただし、その所得に係る収入金額 300 万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合には、概ね「事業所得」とみなされる。資産(山林を除く)の譲渡から生じる所得については、「譲渡所得」又は「その他雑所得」に該当する(所基通 35-2 (注))。

表 1 では、国税庁が示した「業務に係る雑所得」と「事業所得」の相違点が比較されている。

表 1 「業務に係る雑所得」と「事業所得」の区分

収入金額	記帳・帳簿書類の保存なし	記帳・帳簿書類の保存あり
300 万円超	概ね「業務に係る雑所得」	概ね「事業所得」 ^(注)
300 万円以下	「業務に係る雑所得」 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得	

(注)次のような場合には、「事業」と認められるかどうかを個別に判断する。

- ①その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ②その所得を得る活動に営利性が認められない場合

(出所)国税庁『『所得税基本通達の制定について』の一部修正について(法令解釈通達)(令和 4 年 10 月 7 日)「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解釈」所得税基本通達 35-2【解説】4 一部修正。

2. 雑所得の計算方法

(1) 「公的年金等の所得」の計算方法

「雑所得」は、その発生源・性質別に「公的年金等」、「業務に係る雑所得」及び「その他雑所得」に区別されているので、それぞれの所得金額の計算方法は異なる。

「公的年金等」の所得金額は、公的年金等の「収入金額」から「公的年金等控除額」を差し引いた金額である。公的年金等の収入金額は、その年に定められた支給日が到来してものに対応する公的年金等の受取額の合計額である。公的年金等控除額は、「65 歳以上の年金受給者」と「65 歳未満の年金受給者」に分けて、一定の算

式によってそれぞれの収入金額に応じて算定される(所法 35②・④)。

$$\begin{aligned} & \text{公的年金等の所得} \\ & = \text{収入金額} - \text{公的年金等控除額} \end{aligned}$$

この算式は、昭和 62 年前の所得税法では「公的年金等の所得」の範囲が包摂されていた「給与所得」の算定式に類似する。

$$\text{給与所得} = \text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

「給与所得控除額」は、事業所得・不動産所得・山林所得における「必要経費」に相当するものであり、担税力等を配慮し、収入金額に応じて一定金額が認められている。したがって、

「公的年金等控除額」も事業所得等における「必要経費」に相当し、収入金額のほかに年齢に応じて一定金額が控除される。

その年の勤務に基づく俸給、給料、賃金、歳費、賞与等の受取りにより得た「給与所得」と退職後に法律等の規定により社会保険や共済制度に基づいて受け取る「公的年金等の所得」は、現在勤務に基因するのか過去勤務に基因するのかの相違はあるが、毎年繰り返して継続的に稼働できる「経常的所得」であるという点においても、共通している。

(2) 「業務に係る雑所得」の計算方法

「業務に係る雑所得」は、事業所得・不動産所得・山林所得における所得計算と同様に、総収入金額から必要経費を控除した金額である（所法 36①）。

業務に係る雑所得＝総収入金額－必要経費

「業務に係る雑所得」の総収入金額は、「別段の定め」があるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）である（所法 36②）。ここに「収入すべき金額」とは、法的に債権（収入できる権利）として確定した金額であり、収入する権利の確定という事実をもって収入金額が計上される。この計上基準は「権利確定主義」と呼ばれている。したがって、「金銭請求権の確定」が成立しているならば、未収入であっても総収入金額に計上すべきである。

所得税法第 37 条第 1 項によれば、「必要経費」に算入すべき金額とは、「別段の定め」があるものを除き、総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接要した費用及びその年における販売費、一般管理費その他所得を生じるべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く）の額である。「必要経費」は、実際に支払った金額ではなく、支払うべき債務の確定した金額による。

必要経費の算入には個人の判断が介入しやす

いので、「法的安定性」の観点から、外部取引に関しては「債務の確定」という事実をもって「必要経費」を計上する。この計上基準を「債務確定主義」といい、「債務確定」の要件は下記のとおりである（法基通 2-2-12）。

- (イ) 年度末日までに当該費用に係る債務が成立していること（債務成立の要件）
- (ロ) 年度末日までに当該債務に基づいて具体的給付の原因となる事実が発生していること（給付原因事実の発生の要件）
- (ハ) 年度末日までにその金額を合理的に算定することができること（金額の合理的算定の要件）

ただし、雑所得を生ずべき業務を行う居住者のうち小規模な業務を行う者（以下、小規模業務遂行者という）は、所得計算上、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額を総収入金額及び必要経費に算入すべき金額とすることができる（所法 67②）。すなわち、小規模業務遂行者は「雑所得」を「現金主義⁽²⁷⁾」により計算することができる。

所得税法施行令第 195 条によれば、小規模業務遂行者（青色申告者における小規模事業者に相当する）とは、その年の前々年の収入金額が 300 万円以下である者である。

(3) 「その他雑所得」の計算方法

「その他雑所得」の計算も、基本的には、総収入金額から必要経費を控除した金額である（所法 36①）。ただし、学校債の利子、給付補償金、還付加算金等のように、その年の収入金額が所得金額となる「利子所得」と同様に、「必要経費」がない雑所得も混在している。

Ⅳ 所得税基本通達の令和 4 年改正内容における問題点

1. 所得税基本通達 35-1「雑所得の例示」における問題点

改正通達 35-1 に例示された「その他雑所得」は、改正通達 35-2 例示の「業務に係る雑所得」（業務活動によって得られた所得）とは異なり、

基本的に「業務関連性」を有しない所得である。「業務関連性」が認められないということになれば、所得金額の計算上、「必要経費」の算入は認められない。

過去の判例においては、例えば、東京高裁平成18年3月16日判決(税資256号順号10346)が「業務関連性」について次のように判示している。

「ある支出が所得税法37条1項の必要経費に該当するというためには、事業主が事業に関連するもの、あるいは事業の遂行に資するものと主観的に判断して、その支出がされたというだけでならず、客観的に見て、それが当該事業の業務と直接ないし密接な関連を持ち、かつ、業務遂行上通常必要な支出であることを要し、その判断は、当該事業の業務内容等個別具体的な諸事情に即して社会通念に従って実質的に行われるべきものである。」

このように、所得税法第37条第1項の「必要経費」が認められるためには、「業務」概念を充足した「業務関連性」が必要である。改正通達35-1のうち、(1)ないし(11)は旧所得税基本通達に例示されていた雑所得であり、(12)「譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生じる所得」は追加・新設されているが、これらの雑所得すべてに「業務関連性」あるいは「必要経費算入」が否定されるのであろうか。改正通達35-1が例示した「その他雑所得」の範囲について、業務関連性・必要経費算入の観点から検討する必要がある。

改正通達35-1(1)～(3)(法人の役員等の勤務先預け金の利子、学校債・組合債等の利子、定期積金又は銀行法の契約に係る給付補償金)は、時間の経過により稼得できる利子と同様の性質を有するので、必要経費の存在理由はない。所得税法第23条第2項によれば、利子所得の金額はその年中の利子等の収入金額である。利子収入を稼得するために失われた経済的価値犠牲あるいは支出対価がないので、必要経費の算入はありえない。つまり、利子所得ないし上記の利子の性質を有する雑所得は、その収入金額に限定され、必要経費を必要としない所得である

ので、「その他雑所得」のカテゴリーに属する。

改正通達35-1(4)でいう「還付加算金」とは、還付金又は過納金・誤納金が還付された、又は充当される場合に、法定納期限等の翌日から、還付・充当のための支払決定日等までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3%の割合で計算した加算金である(通法58)。還付金は、適法に納付又は徴収が行われた後、結果的に過大な納付になったことから、納税者に返還されるべき税額であり、源泉徴収税額の還付(所法138①)、予定納税額の還付(所法139①)等がある。過納金とは、納付時には適法であった納付の前提となった納税申告又は課税処分の変更又は取消しにより、結果的に過大となった税額であり、誤納金とは、納付時点で既に法律上の原因を欠いていたために、誤って納付した税額である。このような還付金等に対する加算金は、年率7.3%で計算されているのであるから、法的には利息であると解するべきであろう。判例(例えば、東京地裁平成18年7月14日判決、東京高裁平成21年7月15日判決)においても、「還付加算金」の法的性質は利息であると判断されている。したがって、「還付加算金」にも業務関連性を有しないので、必要経費を必要としない「その他雑所得」である。

改正通達35-1(5)「土地収用法に規定する加算金」は、土地収用法第90条の3第1項第3号「支払を遅滞した補償金に対する加算金」であるが、遅延損害金に相当するものであり、何ら業務に関連するものではないので、必要経費を必要としない⁽²⁸⁾。したがって、この加算金も「その他雑所得」に該当する。

改正通達35-1(6)・(7)(収益分配金、法人から受ける経済的な利益)は、株主等の地位に基づいた配当的性質を有する所得であり、利子的性質を有する雑所得・還付加算金と同様の性質が内在する。所得税法第24条第2項によれば、配当所得の金額は、その年中収入すべき配当等の金額である。ただし、元本を取得するために要した負債の利子がある場合には、収入金額から負債の利子(当該負債により取得した元本を有していた期間に対応する金額)を控除した金額とする(所令58①)。この場合における

負債利子は、所得税法第 37 条第 1 項でいう「所得を生じるべき業務について生じた費用」とは言い難く、業務関連性は否定されるであろう。上記の配当的性質を有する雑所得は、利子的性質を有する雑所得と同様に、その収入金額に限定され、必要経費を必要としない「その他雑所得」であると言える。

改正通達 35-1 (8)「生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等」には、業務関連性が認められ、所得税法施行令第 183 条は必要経費算入を認めている。この保険料等の適用を受ける年金に係る雑所得は、業務関連性を有する「業務に係る雑所得」の категория に変更されるべきであろう⁽²⁹⁾。

改正通達 35-1 (9)「役務の提供の対価が給与等とされる者が支払を受ける契約金」は、労務の対価として支払われるものであるから、業務活動を通じて稼得できる所得であり、業務関連性を有すると言うことができる。また、改正通達 35-1 (10)「就職に伴う転居のための旅行費用のうち、通常必要である範囲を超える金銭等」は、労務提供等に基づく労務対価ではないにしても、業務と関連する金銭等である。改正通達 35-1 (11)「役員・使用人が自己の職務に関連して贈与等により取得する金品」も、「自己の職務に関連して」、すなわち業務活動を通じて稼得した「経済的な利益」である。このような雑所得の業務関連性は明らかであり、「その他雑所得」として取り扱われるのではなく、「業務に係る雑所得」として取り扱われるべきである。ただし、この臨時的・非反復的収入である経済的利益は、経済的価値犠牲を伴わない純資産増加であるので、「必要経費」の存在・算入はない。

前述したように、改正通達 35-1 (12)「譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生じる所得」は、令和 4 年改正時に新設された。この所得は、「業務に係る雑所得」又は「山林所得」となる場合を除き、「その他雑所得」として取り扱われる。国税庁の解説によれば、「譲渡所得の基因とならない資産」には、具体的には「金銭債権」、「外国通貨」、「暗号資産」などの「資産の値上がり益が生じないと認められる資産」が該当する⁽³⁰⁾。

しかし、金銭債権は別として、「暗号資産」が「資産の値上がり益が生じない資産」に該当するとは言い難い。個人が暗号資産を保有している場合、価格変動によって値上がり益（又は値下がり損）は発生している。酒井克彦教授が指摘するように、暗号資産の譲渡による所得が「その他雑所得」に分類され、業務関連性が否定されると、資産を譲渡した場合等の必要経費が完全に否定されることになり、「譲渡原価」さえも控除できないことになる。暗号資産の譲渡は、売買契約を締結した上で取引相手に引き渡すという経済活動を行っているので、「業務に係る雑所得」に分類されるべきではなかろうか⁽³¹⁾。

2. 所得税基本通達 35-2「業務に係る雑所得の例示」における問題点

(1) 事業該当性と事業所得に関する判例

「業務に係る雑所得」と判別しなければならぬ「事業所得」の基因となる「事業」としては、「所得税法施行令」(昭和 40 年政令第 96 号)の第 63 条第 1 号～第 11 号において、農業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖業、鉱業（土石採取業を含む）、建設業、製造業、卸売・小売業（飲食店業を含む）、金融業・保険業、不動産業、運輸通信業（倉庫業を含む）、医療保険業・著述業その他のサービス業から成る具体的な経済活動が列挙されている。さらに、同条第 12 号において「前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行う事業（不動産・船舶・航空機の貸付業を除く）」も所得税法上「事業」とみなされるので、多種多様な経済活動が「事業」となり得る。「事業所得」は、「対価を得て継続的に行う事業」を含めて、所得税法施行令上の「事業」から生ずる所得である（所法 27①）。

ただし、どのような経済活動が「対価を得て継続的に行う事業」(対価性と継続性を有する事業)になるのかは、所得税法上、必ずしも明らかではない。

前述のように、改正通達 35-2 によれば、「業務に係る雑所得」と区別される「事業所得」は、その所得を得るための活動が社会通念上「事業」と称するに至る程度で行っているかによって判定される。過去の判例では、例えば、東京地裁

昭和48年7月18日判決（行集36巻4号589頁）は、「事業該当性」について次のように判示した⁽³²⁾。

「いわゆる事業にあたるかどうかは、結局、一般社会通念によって決めるほかないが、これを決めるにあたっては営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無、その取引に費した精神的あるいは肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点が検討されるべきである。」

この事業概念を充足する「事業所得」を判断する基準として、最高裁昭和56年4月26日第2小法廷判決（昭和52年（行ツ）第12号所得税更正処分取消請求上告事件）は、東京地裁昭和48年7月18日判決の内容を踏襲する形で、弁護士の顧問料について「事業所得」と「給与所得」の区分基準を次のように判示している（民集35巻3号、672頁）。

「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。…（中略）…本件顧問契約に基づき上告人が行う業務の態様は、上告人が自己の計算と危険において独立して継続的に営む弁護士業務の一態様にすぎないものというべきであり、前記の判断基準に照らせば右業務に基づいて生じた本件顧問料収入は、所得税法上、給与所得ではなく事業所得にあたりと認めるのが相当である。」

要するに、「事業所得」とは、一般社会通念によって決めるほかないが、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算における事業遂行性の有無、その取引に費やした精神的・肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、その者の職歴・社会的地

位・生活状況などを総合・斟酌して、社会通念上「事業」であるか否かによって判断される⁽³³⁾。

このような判例による判断基準が、一定程度、実務上「事業所得」の税務処理に採用されてきた。ただし、納税義務者にとっては、自らの所得が「事業所得」になるのか「雑所得」になるのかを個別に判断することは、多くの場合、困難を伴う。給与所得者等の副業・兼業等が増え、所得税の確定申告を行う者が増加する中、納税者個人が自ら判断を行える程度の判断基準が提示されることが望まれる状況にあった⁽³⁴⁾。

(2) 「事業所得」と比較される「業務に係る雑所得」の特徴

「事業所得」と「業務に係る雑所得」については、その所得を得るための活動の規模によって判定されている。当該活動が事業規模である場合には「事業所得」、事業的規模でない場合には「業務に係る雑所得」に区分され、「業務に係る雑所得」とは、雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の所得である。事業的規模であるか否かによって、「事業所得」と「業務に係る雑所得」の区分が判定されることになるが、「所得税法施行令」は、雑所得を生ずべき小規模業務遂行者として、「その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下であること」（所令196の2）を要件としている。

所得に係る取引を帳簿書類に記録し、かつ、帳簿書類を保存している場合には、その所得を得る活動について、一般的に営利性・継続性・企画遂行性を有し、社会通念では「事業所得」として判定される場合が多いことから、改正通達35-2（注）は、帳簿書類の作成・保存がない場合には、当該所得を「業務に係る雑所得」であるとみなした。

記帳・帳簿書類保存の有無を事業所得該当性又は雑所得該当性に判断に持ち込むことは、白色事業申告者との取扱いとの整合性の観点からも、また、これまでの事業所得と雑所得との区分を巡る裁判例からも疑問を禁じ得ない⁽³⁵⁾。

ただし、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合であっても、その所得に係る収入金額が300万円を超える場合（以下、

「収入金額判定基準」という)、かつ、事業所得と認められる事実がある場合（以下、「事業事実確認基準」という）には、「業務に係る雑所得」ではなく、「事業所得」とみなされる（改正基通35-2（注））。

長島 弘教授も批判するように、事業所得と認められる「事実」がある以上、「事業から生ずる所得」に該当するのであるから、所得区分に記帳・帳簿書類の有無は不要であり、「事業から生ずる所得」である以上、収入金額が300万円を超えるという条件を課すのは根拠がない。改正通達では、事業所得と認められる「事実」があるものであっても、収入金額が300万円以下である場合には、帳簿書類の保存がなければ「雑所得」に区分されることになる⁽³⁶⁾。

その場合、収入金額が300万円を超える「収入金額判定基準」を満たすが、記帳・帳簿書類の保存がない場合には、帳簿書類の保存がない事実のみで所得区分を判定せず、事業所得と認められる事実が確認される場合には、「事業所得」として取り扱われる。

令和2年度の所得税法改正では、「業務に係る雑所得」について前々年の収入金額が300万円を超える場合には、取引に関する書類を保存することが義務付けられた。この所得税法改正を踏まえて、改正通達35-2は、収入金額が300万円以下である小規模業務遂行者には、取引に関する帳簿書類の保存を求めないこととされている。

なお、「収入金額判定基準」と「事業事実確認

基準」のいずれかを満たさない場合には、「業務に係る雑所得」として処理される。

一方、帳簿書類の作成及びその保存があったとしても、(a) その所得の収入金額が僅少であると認められる場合、又は (b) その所得を得る活動に営利性が認められない場合には、個別に判断される。その場合における定量的判断基準が、以下のように例示されている⁽³⁷⁾。

(a) その所得の収入金額が僅少であると認められる場合

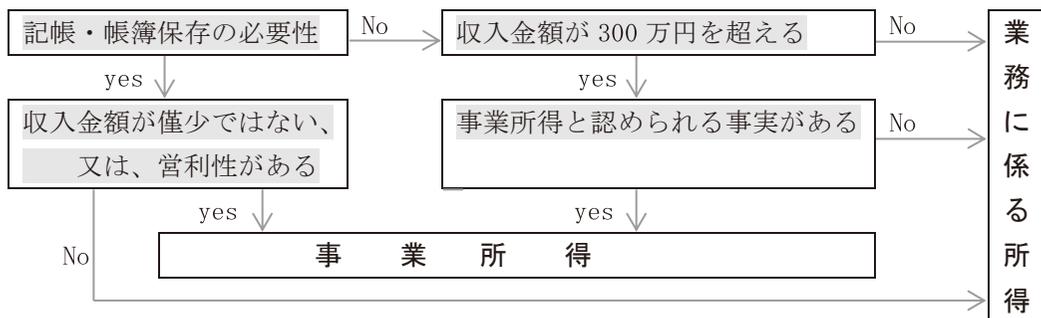
例えば、その所得の収入金額が、例年、300万円以下であり、主たる収入の収入に対する割合が10%未満である場合は、「僅少と認められる場合」に該当する。なお、「例年」とは、概ね3年程度の期間をいう。

(b) その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その所得が、例年、赤字であり、かつ、赤字を解消するための取組みを実施していない場合は、「営利性が認められない場合」に該当する。「赤字解消のための取組みを実施していない場合」とは、収入を増加させる、あるいは所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合をいう。

要するに、記帳・帳簿書類の保存がある場合には、概ね「事業所得」として取り扱われるが、帳簿書類の作成・保存が行われたとしても、その収入の所得金額が僅少である場合（例年、収入金額300万円以下の場合、又は主たる収入に対する割合10%の未満の場合）には、「事業所得」

図1 「事業所得」及び「業務に係る雑所得」の判定



（出所）荒井優美子「副業・兼業収入の所得区分と実務上の留意点」『税務弘報』第71巻第2号、2023年、78頁一部修正。

ではなく「業務に係る雑所得」に分類される。

また、営利性が認められない場合（例年、赤字で、赤字解消の取組みを実施していない場合）にも、「業務に係る雑所得」に区分される。「事業所得」として認められるには、東京高裁平成18年3月16日判決が判示したように、営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無等の事実を個別に判断する必要がある。

敷衍すれば、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合には、基本的に「業務に係る雑所得」に該当するが、①「収入金額判定基準」として収入金額が300万円以下である場合、又は②「事業事実確認基準」として事業所得と認められる事実がない場合には、自動的に「業務に係る雑所得」として扱われる。

図1では、「事業所得」と「業務に係る雑所得」を識別するための判定要因が示されている。

(3) 「業務に係る雑所得」の制度的弱点

改正通達35-2に例示された「業務に係る雑所得」は、業務活動によって得られた所得であり、基本的に「業務関連性」を有する所得である。すなわち、(1) 動産の貸付け、(2) 工業所有権の使用料、(3) 温泉利用権の設定、(4) 原稿料、作曲・レコード吹き込み・デザイン等の報酬、放送謝金、著作権の使用料、講演料等、(5) 採石権・鉱業権の貸付け、(6) 金銭の貸付け、(7) 営利を目的として継続的に行う資産の譲渡、(8) 保有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡に係る雑所得には、「業務関連性」が認められ、「業務に係る雑所得」の要件を満たしているので、所得金額の計算上、必要経費算入が認められる。

しかしながら、「業務に係る雑所得」は、「事業所得」とは異なり、制度上、損失の損益通算を行うことができないので、給与所得等と損益通算することによって、納税額を圧縮することはできない。改正通達は、「業務に係る雑所得」を「事業所得」とは明確に区分することによって、たとえば副業・兼業等による損失がある場合に、事業損失として通算できるような「恣意的な損益通算」を阻止する判断指針を提供した

ことになる。

なお、令和2年度改正により、雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える場合、雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した「現金預金取引等関係書類」を保存しなければならない（所法232②）。「業務に係る雑所得」及び「その他雑所得」のいずれも、総収入金額から必要経費を控除して所得計算を行う点は同じであるが、令和4年分以後の「業務に係る雑所得」を有する場合で、その年の前々年分の「業務に係る雑所得」の収入金額が300万円を超える場合には、「現金預金取引等関係書類」の保存が義務付けられている⁽³⁸⁾。

反対に、「雑所得者」で良いと判断した場合であっても、前々年の収入金額が300万円を超えた場合には、現金の收受もしくは払出し又は預貯金の預入もしくは引出しに際して「現金預金取引等関係書類」を作成する義務があることになるが、雑所得者の多くは税理士に依頼してもしておらず、誤って通達のみで記帳義務の有無を判断しかねない。そのような場合に、簿外経費否認規定を適用すれば酷なものとなる⁽³⁹⁾。

V 提言的結論

1. 「公的年金等の所得」の独立個別化

前述したように、昭和25年に「雑所得」が所得区分として新設され、昭和62年の所得税法改正時に、「公的年金等の所得」が「給与所得」から「雑所得」のカテゴリーに移された。そのために、所得金額の計算方法が異なる「雑所得」が混入されることになった。

近代的所得税の母国と称される英国では、1799年1月にピット内閣により所得税制（system income taxation）が新設・施行されたが、ピット（W.Pitt）の後任のアディントン（H.Addington）により停戦時の1802年に所得課税は廃止され、戦争再開の1803年に再導入された。その際に、明確な形で5種類の所得を発生源泉の相違により分類する「分類所得税制」（schedular system）が採用され、所得の発生源泉の相違に

より下記のように別表 (schedule) A から E に区分され、それぞれの計算ルールに従って「所得税」が課税された⁽⁴⁰⁾。

別表 A : 不動産所得 (income from land and buildings)

別表 B : 農業所得 (farming profit)

別表 C : 公債利子所得 (public annuities)

別表 D : 自営業所得および他の別表に網羅されない所得 (self-employment and other items not covered by the other Schedules)

別表 E : 給与・年金所得 (salaries, annuities and pensions)

なお、1965年に別表 F (配当金) が追加され、1988年に別表 B、1996年に別表 C が廃止され、現在、給与所得 (employment income)、年金所得 (pension income)、社会保障所得 (social security income)、事業所得 (trading income)、不動産所得 (property income)、貯蓄・投資所得 (savings and investment income) および雑所得 (miscellaneous income) に分けられている⁽⁴¹⁾。

英国では、「給与・年金所得」が「給与所得」及び「年金所得」に分割され、「年金所得」が独立個別化されている。わが国の所得税法は、「公的年金等の所得」を「給与所得」から「雑所得」の範囲に移した。

前述のように、「給与所得」と「公的年金等の所得」は、現在勤務又は過去勤務に基因しているのかの相違ではあるが、継続的に稼働できる「経常的所得」である点では共通している。それぞれの所得金額の計算方法・構造も、収入金額からそれぞれの控除額 (公的年金等控除額・給与所得控除額) を差し引く点で共通する。したがって、「給与・年金所得」として従来の「給与所得」に包摂・復帰することも考えられる。

ただし、同じ勤労所得に属するが、退職時により一時に受け取る退職手当等に係る「退職所得」は「各種所得」として別建てで所得金額が計算されている。「年金所得」も、「退職所得」と同様に、「給与所得」とは独立して「各種所得」の一つとして分類されるべきであろう。

わが国における社会・経済的構造の変容 (例

えば、少子・高齢化、副業・兼業の増加、コロナ禍によるテレワークの定着等) に伴い、個人の所得稼働活動が多種多様化したために、現行制度化下の総合課税と所得区分は制度疲労を来していると言わざるを得ない。年金生活者が年々増加している日本でも、英国の内国歳入法 (Internal Revenue Act) で規定されているように、「年金所得」を独立個別化し、年金生活者の利便を図る必要がある。

2. 「雑所得の損失」に対する損益通算対象化

「事業所得」と「雑所得」における大きな相違点は、損失を損益通算できるかできないかの税務処理である。「事業所得」の損失は「損益通算」の対象となるのに対し、「雑所得」の赤字は「損益通算」の対象となるが、「雑所得」に損失 (赤字) が生じた場合には、「損益通算」の対象にはならない。「雑所得」には、必要経費がほとんどかからないか、かかっても収入を超えることはないとの理由により、初めから「雑所得」の損失 (赤字) は「損益通算」の対象外となっている。

しかし、雑所得には必要経費がかからないし、収入を超えることはないという前提的認識は、社会的・経済的状況の変容を度外視しており、改める必要がある。例えば、暗号資産に活発な市場が存在する場合、市場価格は変動するので、売却譲渡すれば譲渡損益が生じる。所得税法第48条の2-4は、「暗号資産を売買した場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、法第37条第1項及び第48条の2の規定に基づいて計算した金額となる」と規定し、譲渡収益に対しては譲渡原価を対応しなければならないので、譲渡原価を必要経費として認めている⁽⁴²⁾。

その際、「業務に係る雑所得」は総収入金額から必要経費を控除して算定されるので、必要経費が総収入金額を上回る場合には損失 (赤字) が生じる可能性もある。「業務に係る雑所得」は経済的には「事業所得」と類似しているので、「課税の公平性」の観点から「事業所得」の損失と同様に、「損益通算」の対象に含めるべきであ

ろう。

給与所得者であっても多額の副業・兼業を行っている者、営利目的で継続的に資産譲渡を行っている者などは、業務活動を行う限り、何らかの形で記帳・記録を行い、会計・税務ソフトの活用により帳簿書類の作成・保存にそれほど困難を伴うことはないと考えられる。

3. 損益通算適用の場合には記帳制度の義務化

『シャウプ勧告』を受けて昭和25年に導入された青色申告制度は、正しい帳簿書類等を備え付け、その整理保存を通じて適法な所得税額の計算・申告を期待する趣旨で創設されている。青色の申告書で申告できる者は、事業所得、不動産所得及び山林所得を得る個人（青色申告者という）であり、所轄税務署長の承認を受けなければならない（所法2①四十、143）。したがって、雑所得を得る個人はすべて白色申告者（青色申告者以外の者）にならざるを得ない。

青色申告者は、白色申告者に比べて税務上の恩典、例えば、有形固定資産の特別償却、増加償却、耐用年数の短縮、青色事業専従者給与、棚卸資産における低価法、純損失の繰越控除、青色申告特別控除（2020年以降55万円、e-Taxの場合65万円）等の租税優遇措置を利用できる。このような恩典を受けるためには、青色申告者は損益計算書・貸借対照表を作成できる「正規の簿記」（通常、複式簿記）により記帳しなければならない（所法148①、149、所規56～59）。

記帳方法としては、「複式簿記」の方法のほかに、「簡易簿記」の方法（現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳及び固定資産台帳の記帳・保存）が認められている（所規56①）。「簡易簿記」の方法を採用した場合には、青色申告書に貸借対照表を添付する必要がない（所規65②）。ただし、青色申告特別控除としては10万円に引き下げられている。

納税義務者自らが所得金額・税額を算定し、自発的に所得税を所轄税務署長に申告・納付する「申告納税制度」においては、総収入金額・必要経費等を適正に記載し、税額算定に必要な帳簿書類を備え付けることが必要不可欠な要件

である。このような考え方に基づき昭和59年度税制改正において、その年の前々年分又は前年分の事業所得等の所得金額の合計額が300万円を超える個人事業者に対して記帳義務が課されることになった。記帳義務対象者を一定の所得金額を超える者に限定したのは、零細事業者にまで記帳義務を課す事務負担を考慮したものである⁽⁴³⁾。

なお、不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う青色申告者のうち「小規模事業者」は、所得計算上、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額を総収入金額及び必要経費に算入すべき金額とすることができる（所法67①）。すなわち、「小規模事業者」は「現金主義」により所得計算することができ、「所得税の青色申告承認書 現金主義の所得計算による届出書」を所轄税務署長に提出することによって青色申告できる。この場合にも、青色申告特別控除は10万円である。

ここに、青色申告者における「小規模事業者」とは、その年の前々年の不動産所得と事業所得の合計額が、青色事業専従者給与額控除前の所得で300万円以下である者である（所令195）。所轄税務署長の承認を受けた小規模事業者は、現金出納帳の記帳のみで青色申告者となる。

前述したように、雑所得を生ずべき業務を行う居住者のうち小規模業務遂行者（白色申告者）も、所得計算上、「現金主義」により計算することができる。その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額を総収入金額及び必要経費に算入すべき金額とすることができる（所法67②）。すなわち、小規模な業務を行う者は「雑所得」を「現金主義」により計算することができる。ただし、青色申告者は、事業所得、不動産所得及び山林所得を得る個人に限定されているので、雑所得を得る個人は青色申告できない。したがって、青色申告特別控除（つまり白色申告特別控除）はない。

「業務に係る雑所得」に損失が生じた場合、もし「損益通算」の対象に含めることが容認されるならば、現金出納帳に総収入金額と必要経費を記帳し、保存義務を課す「記帳制度の義務化」が必要である。そもそも小規模業務遂行者には

記帳困難者が多いかもしれないが、「損益通算」を選択・適用する場合には、せめて「現金主義」に基づいて「現金出納帳」の記帳・保存義務が課されるべきである。その場合、前年度の雑所得者に対して所轄税務署長が「損益通算のための記帳義務通知書」を交付して、記帳・保存義務を誘導する必要がある。事前に通知を受ければ、現金出納帳又は会計ソフトを購入し、記帳に備えることができる。

注

- (1) 菊谷正人「日本における企業会計制度の変遷(1)」『経営志林』第59巻第2号、2022年、4頁。
- (2) 藤村 通監修『松方正義関係文書 第3巻』大東文化大学東洋研究所、昭和56年、67頁。
- (3) 1799年1月に英国のピット内閣が世界で初めて所得税を導入したが、そこでは、規則的・反復的収入のみを所得(制限的所得)として課税する「所得源泉説」が採られている(Bill Pritchard, *Income Tax Includes Finance Acts 1978 16th Edition*, Longman Group UK Ltd., 1987, pp.1-2. D.W. Willams, *Taxation :A Guide to Theory and Practice in UK*, Hodder and Stoughton, 1992, p.36.)。

1799年の所得税導入時には、年間60ポンドの所得に最高10%(200ポンド超の所得に対して)の累進税率が課された(Simon James and Christopher Nobes, *The Economic of Taxation Principles, Policy and Practice Seventh Edition, Updated 2006/2007*, Prentice Hall, 2006, p.154.)。
- (4) 上林敬次郎『所得税法講義』松江税務調査會、明治34年、15頁。
- (5) 羽深成樹篇『図説 日本の税制(平成17年度版)』財経詳報社、平成17年、38-39頁。
- (6) 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈〔五訂版〕』財経詳報社、平成5年、2頁。
- (7) 磯部喜久男「創設所得税法概説 明治20年の所得税法誕生物語」『税大論叢』第30号、1998年、158頁。
- (8) 菊谷正人『税制革命〔改訂版〕』税務経理協会、平成30年、19頁。
- (9) 武田昌輔、前掲注(6)、2頁。
菊谷正人、前掲注(8)、63頁。
- (10) 上林敬次郎、前掲注(4)、41-42頁。

(11) 堀口和哉「明治三二年の所得税法改正の立法的沿革」『税大論叢』第28号、1997年、6頁。

(12) 金子宏『租税法〔第16版〕』弘文堂、平成23年、48頁。

第一種所得(会社の所得)のうち、合名会社、合資会社及び株主20名以下の株式会社の所得(甲)に対しては、第三種の個人所得と同様に、超過累進税率が採用され、その他の会社の所得(乙)には比例税率が適用されている。実体が個人企業に近い会社には、個人と同様に課税するのが妥当であるという考え方に基づいて、個人に係る第三種所得に新規に採択された超過累進税率が採用されることになった(金子宏、同上書、48頁)。

(13) 汐見三郎・佐伯玄洞・柏井象雄・伊藤武夫『各国所得税制論』有斐閣、昭和9年、290-291頁。

(14) 金子宏「給与所得と課税 — 沿革と問題点 —」『日税研論集』第57号、2006年、15頁。

(15) 金子宏『所得課税の法と政策』有斐閣、1996年、16-19頁。

(16) 大蔵省大臣官房調査課編『図説 日本の財政(昭和30年度版)』東洋経済新報社、昭和30年、292頁。

(17) 大蔵省財政金融研究所財政史室『大蔵省史 — 明治・大正・昭和 — 第3巻』大蔵財務協会、平成10年、14頁。

(18) 昭和22年(1947年)に「賦課課税制度」から「申告納税制度」に変更した経緯は必ずしも明確ではないが、昭和22年の2・1ストに触発されたためであると言われている。GHQの租税担当官・パロンからは民主化のために「申告納税制度」への切替えが示唆されていたが、技術的に難しい点があったので断念している間に2・1ストに直面し、官公庁の職員(税務職員を含む)のサボタージュにより徴税機構もマヒ寸前状態に陥った(賀屋興宣監修・今村武雄著『昭和大蔵省外史 下巻』昭和大蔵省外史刊行会(財経詳報社内)昭和43年、226頁)。

「賦課課税制度」において課税の決定が遅れると、当時の破局的インフレ下では、納税するときには納税額は3分の1程度の価値と下落するという状態であったことから、大蔵省幹部は「申告納税制度」に踏み切ったというのが実情のようである。「民主的」というよりは、むしろこのままでは税収が国庫に入らぬという理由による「徴税技術」であったと言える(武田昌輔『東西税金ばなし 続 税金千

夜一夜物語』清文社、平成9年、24-24頁、238-240頁。

(19)金子 宏、前掲注(15)、24頁。

(20)菊谷正人『税制革命』税務経理協会、平成20年、25頁。

シャープ博士が東京大学を訪問し、インタビューを行ったが、東京大学法学部には租税法の講座が設置されておらず、行政法の一部として税法を年1回程度講義するという状況に驚いたようである。『シャープ勧告』を契機にして、昭和26年(1951年)に東京大学では金子 宏、京都大学では清永敬次、私立大学では専修大学で田中勝次郎により租税法の講義が開講された。『シャープ勧告』により、税理士制度を確立するために「税理士法」(昭和26年法律第237号)が6月15日に制定されている。また、同年に「日本税法学会」が創設され、その後、租税法を目的とする学会が多数創設され、税法関係の研究書も多数刊行されている(増田英敏「租税正義の理念で税理士の未来を拓く」『TKC』令和6年4月号(No.615)、17-18頁)。

(21)大蔵省大臣官房調査課編『図説 日本の財政(昭和30年度版)』東洋経済新報社、昭和30年、79頁。

(22)菊谷正人、前掲注(20)、25頁。

大正9年に「所得控除」として導入された「扶養控除」は、昭和15年所得税法改正時に「税額控除」に変更されたが、『シャープ勧告』を受けて昭和25年改正時に「所得控除」に復帰し、今日に至っている。昭和28年(1953年)の税制改正では、「富裕税」が廃止されたために、税率区分は11段階、最高税率は65%に引き上げられた。その後、最高税率は75%まで徐々に引き上げられるとともに、税率区分も増えていった。

(23)武田昌輔、前掲注(6)、9頁。

(24)日野雅彦「所得区分の在り方－不動産所得を中心として－」『税大論叢』第58号、2008年、524頁。

(25)現行法の「所得税法」の昭和40年改正時には、納税義務者に理解しやすい法令体系を整備するために、所得税法の条文の組立て・表現方法について平明化が図られた。なお、所得税に関する重要事項は所得税法において規定するとともに、課税所得の計算に関する専門的・手続的事項は政令・省令に委任する形で規定されている。さらに、昭和40年の所得税法・法人税法の全面改訂後、昭和44年(1969年)

5月に「法人税基本通達」、昭和45年(1970年)7月に「所得税基本通達」が国税庁より法令の解釈・税務行政の運用方針として、全面的に改正・発遣された。その後、これらの基本通達は、流動する経済社会に適合するように必要に応じて修正されてきた。

(26)国税庁『改正税法のすべて 昭和43年』日本税務協会、1968年、26頁。

(27)「現金主義」は、現金の収入時点・支出時点で「総収入金額」と「必要経費」を認識・測定する基準である。クレジットカードで支払った場合に、医療費控除やふるさと納税においては、カード代金の引落し時点でなく、カード決済時点での控除が認められている(長島弘、「令和4年度税制改正『記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策』をはじめとする雑所得者とされる小規模業務遂行者に関する問題点」『税研』第39巻第2号、2023年、19頁)。

(28)酒井克彦「所得税基本通達改正にみる雑所得の取扱い－改正内容についての概観－」『税理』第66巻第1号、21頁。

(29)酒井克彦、前掲注(28)、21頁。

(30)国税庁「『所得税基本通達の制定について』の一部修正について(法令解釈通達)」(令和4年10月7日)「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解釈」【解説】3。

(31)酒井克彦、前掲注(28)、23-24頁。

(32)名古屋地裁昭和60年4月26日判決(行集36巻4号589頁)は、東京地裁昭和48年7月18日判決を踏襲する形で、一定の経済的行為が「事業」に該当するか否かについて、次のように判示している。

「当該経済的行為の営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、当該経済的行為に費した精神的、肉体的労力の程度、人的、物的設備の有無、当該経済的行為をなす資金の調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況及び当該経済的行為をなすことにより相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が存するか否か等の諸要素を総合的に検討して社会通念に照らしてこれを判断すべきものと解される。」

(33)酒井克彦『スタートアップ租税法〔第3版〕』財経詳報社、2015年、57頁。

(34)矢富健太郎「新分野の経済活動の所得区分 シェアリングエコノミー等に係る取引」『税務弘報』第

71 巻第 2 号、2023 年、67 頁。

(35) 石川 緑「記帳制度と雑所得の基準」『税理』第 66 巻第 1 号、2023 年、78 頁。

(36) 長島 弘、前掲注(27)、23 頁。

(37) 国税庁、前掲注(30)、【解説】4。

(38) 酒井克彦、前掲注(28)、27 頁。

(39) 長島 弘、前掲注(27)、23 頁。

(40) David Collison and John Tiley, *Tiley & Collison UK Tax Guide 2006-07 24 edition*, Lexis Nexis Butterwoths, 2006, p.221.

英国では、ナポレオン戦争再開の 1803 年に所得課税が再導入されたが、その際に「分類所得税制」(schedular system)とともに「源泉徴収」(withholding of tax)も採用されている。ナポレオン戦争後の 1816 年には所得税は廃止されていたが、1842 年に

ピール内閣により「ピール経済改革」(Peel's economic reforms)の一環として再び導入され、今日に至っている。

(41) Alan Melville, *Taxation Finance Act 2006 Twelfth edition*, Prentice Hall, 2006, p.16.

Keith M. Gordon and Ximema Montes-Marnzano (eds.) *Tiley and Collison's UK Guide 2013-14 31st edition*, Tolley, 2013, p.412.

(42) 暗号資産を売買した場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、暗号資産の売買による収入金額の 100 分の 5 に相当する金額を暗号資産の取得価額として事業所得の金額又は雑所得の金額を計算しても差し支えない(所法 48 の 2 - 4)。

(43) 石川 緑、前掲注(35)、78 頁。